

『都市計画ト都市ノ風致美観』

復興局長官官房計画課 [編]

1926年?／A5判／20頁／図書番号 0BZ-51

本資料は「都市計画ト都市ノ風致美観」と「帝都復興ト都市ノ風致美観」の2稿から成る。出版年は記されていないが、本館が受入れたのは1926年10月である。1923年の関東大震災の復興事業が進むなかで、都市の風致美観の重要性を指摘し、そのための手法を検討している。

「都市計画ト都市ノ風致美観」の「1.都市計画ト都市ノ風致美観」では、日本の市街地建築物法には美観地区の規定があるものの、特殊な場合であり、一般的に日本の都市計画法制は風致美観を目的としていないと述べる。新時代の都市計画の目的は「衛生、快適^{ヘルシー}、コンフォタブル^{コンフォタブル}、利便^{コンビニエンス}」とされ、決して都市の美化におかれていません。しかし、都市の美化は重要であり、実利のために風致美観を破壊すべきではなく、都市の風致美観に関する事項を「都市計画そのものの観念から切り離しているが如き」は、日本の都市計画法制の大きい欠点であると述べる。

「2.仏国ノ都市計画法」では、仏国は風致美観に重きを置いており、史蹟・名勝地の保存に関する特別法、各府県には史蹟名勝地委員会があり、1919年の都市計画法は都市の美化に関する計画を重視しているとする。

「3.英國ニ於ケル都市計画の実際」では、ジョン・レーンが設計し109年前に架けられたウォータールー・ブリッジの架替え問題を例に、英国では橋梁などの構造物も美観が重視されていると述べている。

「4.英國ノ都市計画法」では、英國の「住宅及び都市計画法」(1909年)の目的として、衛生^{ヘルス}、アメニティ^{アメニティ}、風致^{コンビニエンス}、利便^{コンビニエンス}が挙げられていることを指摘する。そして、「5.英國ノ都市計画模範条項」では、具体的な風致の維持方法について、住居地域内における風致上の理由からの建築行為制限(住宅及び都市計画法28条2項)、樹木の保存に関する規定(同38条)、広告物の取締(同39条)、庭園の維持(同40条)などの解説をしている。

「6.独逸ノ都市計画法」では、プロイセン街路及建築線法(1875年)における地方自治体と警察による街路・建築線の規制、ザクセン建築物法(1909年)における建築主に美観の条件をつける建築認可などを説明している。

「7.都市計画ト廣告物ノ禁止制限」では、自治体が条例により廣告物の取締・制限を行うことができる英國の例や、「地域制」によって住宅地域に廣告物の規制をかけている米国の例を紹介している。

「帝都復興ト都市ノ風致美観」では、帝都の復興について「大観すれば根強い力を以て正しい方向に進んでおる」が、風致美観に制度上、事業執行上の考慮が払われていないのではないか、と課題を提起する。

現行の都市計画法・市街地建築物法における風致地区・美観地区の制度は、立派であるが、ごく限られた区域であって、都市全般には及ばない。廣告物取締法も同様であり、現在の都市計画関係法規の下では風致美観の破壊を防止することは困難である。この欠陥に対処するために、国・地方自治体の復興事業に関与する者が風致美観の目標を明瞭にして施行すること、一般市民の自覚を喚起することを提起している。

(中嶋いづみ・市政専門図書館企画調査室主幹)